平成２５年（へ）第１号
群馬県伊勢崎市上田町188番地
申立人　株式会社石丸製作所
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月４日
平成25年７月４日　小山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ524021
金額　617,295円
支払期日　平成25年４月１日
支払地　栃木県小山市
支払場所　株式会社筑波銀行小山支店
振出日　平成24年11月20日
振出地　東京都中央区
振出人　規格工業株式会社　代表取締役　遠藤幸一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第６号
東京都品川区東中延２丁目４番５号
申立人　東京協立商事株式会社
代表者代表取締役　小林　智秋
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月５日
平成25年７月４日　長野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＲＥ66698
金額　2,078,311円
支払期日　平成25年10月10日
支払地　長野市
支払場所　株式会社北陸銀行長野支店
振出日　平成25年６月10日
振出地　長野県長野市稲里町1163番地
振出人　長野日本無線株式会社　取締役社長　丸山　智司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
大阪市中央区博労町１丁目４―10　博労町エステートビル503号
申立人　株式会社エーティワーク
代表者代表取締役　上山　晃弘
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月29日
平成25年７月４日　右京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＸ01360
金額　460,107円
支払期日　平成25年５月31日
支払地　京都市右京区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行西院支店
振出日　平成25年３月29日
振出地　京都市下京区
振出人　株式会社東洋捺染　代表取締役　川島孝一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５３号
大阪府岸和田市上松町325番地の１
申立人　極東技研工業株式会社
代表者代表取締役　西出　省三
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月15日
平成25年７月５日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ249714
金額　223,020円
支払期日　平成25年９月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行今里支店
振出日　平成25年５月10日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ダイドーハント　代表取締役　肌勢　勝彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
広島県世羅郡世羅町大字本郷52番地
申立人　株式会社シンセラ
代表者代表取締役　大江　保宏
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月18日
平成25年７月４日　笠岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ41205
金額　391,346円
支払期日　平成25年６月10日
支払地　岡山県井原市
支払場所　株式会社中国銀行高屋支店
振出日　平成25年１月17日
振出地　岡山県井原市
振出人　妹尾機械工業株式会社　代表取締役　妹尾　二郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１４号
広島県世羅郡世羅町大字本郷52番地
申立人　株式会社シンセラ
代表者代表取締役　大江　保宏
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月15日
平成25年７月３日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｎ728863
金額　1,171,338円
支払期日　平成25年６月10日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行周船寺支店
振出日　平成25年３月８日
振出地　福岡県糸島市志登130番地の１
振出人　株式会社明和製作所　代表取締役　生野　岳志
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｎ728889
金額　1,639,155円
支払期日　平成25年７月10日
振出日　平成25年４月10日
⑶手形番号　ＢＡ57418
金額　1,893,570円
支払期日　平成25年８月10日
振出日　平成25年５月10日
⑵、⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第１号
佐賀市神野東３丁目９―７
申立人　神野テントこと　松永　公助
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月18日
平成25年７月３日　うきは簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｘ85173
金額　230,000円
支払期日　平成25年６月16日
支払地　福岡県うきは市
支払場所　株式会社筑邦銀行吉井支店
振出日　平成25年２月25日
振出地　福岡県うきは市
振出人　本田工業株式会社　代表取締役　本田智
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第３号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
栃木県河内郡上三川町大字上三川5043番地２
申立人　柳田　雪江
代理人弁護士　増子　孝徳
同　阿久津正巳
権利の届出の終期　平成25年11月１日
平成25年７月９日　宇都宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　河内郡上三川町大字上三川字大町5081番２
宅地　148.76平方メートル
２登記年月日番号　宇都宮地方法務局明治33年５月９日受付第1312号
３登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治33年１月１日設定
目的　建物所有
存続期間　明治33年１月１日より明治39年12月31日迄７ケ年間
地上権者　河内郡上三川町大字上三川148番地　鈴木庄三郎